裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成26年11月27日(木)午後2時00分から午後3時50分まで

2 場所

名古屋地方裁判所共用室(事務棟8階)

3 出席者

司会者 入江 猛(名古屋地方裁判所部総括裁判官)

裁判官 前田 優太(名古屋地方裁判所裁判官)

検察官 西岡 剛(名古屋地方検察庁公判部)

弁護士 永井 敦史(愛知県弁護士会)

裁判員経験者 1番, 2番, 3番, 4番 4人

4 議事内容

【裁判員裁判に参加しての全般的な印象・感想】

(司会)裁判員裁判に参加された全般的な感想や印象についてお聴かせ願いたいと思いますが、こちらで簡潔に事件等の説明をさせていただきますと、1番の方が御担当された事件につきましては、罪名は強盗致傷被告事件で、被告人が実の妹から現金などを強奪しようと企てて、被告人方において被害者の顔面などを拳で多数回殴った上、木刀やコンテナボックスなどで殴打して、現金60万円や預金通帳などが入った手提げ鞄1個を強奪し、その機会に全治約2週間を要するけがを被害者に負わせたというものです。暴行態様の一部、木刀などで殴ったか否かというようなことが争われました。職務従事期間は4日間でした。では、1番の方、感想なり印象なりをお願いいたします。

(1番) 裁判が始まる前は、法律の知識が全然ない自分が参加して、難しい言葉や

訳の分からない言葉が、ほかの人が分かって自分だけが分からないときに中断して聞いてもいいのかとか、いろいろ不安があったのですが、実際は裁判官の方からすごく丁寧に答えていただいたので、やりやすかったというか、初めの不安はなく終わったなというのが一つと、裁判員同士で話していたのですが、審理の様子を見ていて、弁護人の活動面に物足りなさを感じていたということが印象に残っています。

- (司会) 2番の方が御担当になった事件は、逮捕監禁、傷害致死等の事件ですけれども、被告人が被害者に悪感情を抱いて、共犯者らとともに被害者に暴行を加えて拉致した上、逮捕監禁して、その後、水路に押し込んで溺死させたという事件です。この事件では、被告人が共犯者らと略取、逮捕監禁を共謀したかどうか、また、自らも実行行為に及んだのか否かという点が問題になったほか、傷害致死の事件については、被告人が公訴事実記載の行為によって被害者を死亡させたか否かという点が全面的に争われた事案です。職務従事期間は17日間と、かなり長かったわけですけれども、2番の方、感想、御意見をお願いいたします。
- (2番) 裁判員裁判って、最初、どうやってやるのかというところから始まっているのですが、実際の裁判に出るに当たって、最後の判決まで関わるのだという話を聞きまして、大変な経験をさせていただくことになったなというのが一番最初の感情です。実際は、1番の方がおっしゃったように、裁判官の方がいろいろ懇切丁寧に説明していただいているので、裁判の運営上特にどうこうというものはあまりなかったのですが、この裁判では被告人が終始無罪を主張していて、ゼロか百かの裁判でしたので、かなり難しい裁判だったのかなと思います。被害者の遺族の方もずっと出られて話を聴いていたのですが、被害者側の立場に立つと、何でこれが傷害致死なんだろうなという考えがその時にありましたので、裁判官にどうしてなんですかねと聞いたら、殺意を立証できなかったのだという話をしてもらって、裁判というのはそうい

うところから始まっていくのかなというのが少し分かった感じです。後で聞きましたら、名古屋地裁始まって以来の長い裁判というお話で、10月末から始まって判決が11月下旬だったのですが、サラリーマンの立場でこの約1か月間、これだけの期間会社を休んでというのは、私はたまたま役員をしていて顧問の立場だったので出ることができたのですが、現役のサラリーマンではとてもこんな裁判には出られないだろうなというふうに痛感しました。

- (司会) 3番の方が担当された事件は、殺人罪ですけれども、被告人が交際していた女性に他の既婚女性と交際していたことが発覚して、被害者である交際女性に勤務先で騒ぎ立てられたりしたことなどに立腹して、被告人方で首を絞めて窒息させて殺害したという事件です。これは自白事件で、量刑が争点となった事案で、職務従事期間は4日間ということです。では、3番の方、お願いします。
- (3番) 1番, 2番さんと似たような感じで、最初は通知が来たときに裁判員裁判がどういうものかと思い、一応ホームページの中のビデオ、選ばれるところから裁判が終わるまでのものを事前に見てきたわけですけど、実際に映像と同じような流れでずっと来たものですから、自分は選ばれないかなという感じがしていたのですが、最後に番号を呼ばれたときにちょっとびっくりして、こんなことは、今後経験することがまずないだろうということで、勉強も含めて経験しようと思いました。殺人事件というのは初めてで、テレビのドラマでしか見たことがなかったものですから、緊張気味で参加しました。被告人が実際に殺害してから捕まるまで2年あったということで、自白して、あとは刑を決めるという感じだったのですが、弁護人の方から被告人の勤務態度とか殺人に至った経緯とかの話もあったのですが、被害者の方も、いろいろ話を聞くと、いろいろ強く言い過ぎて、被告人もそういうふうになったのかなというのがありました。しかし、もうちょっと、細かいところを争う、争点というか、もうちょっと考えるようなところがあれば良かったかなと思

います。内容的に妥当といえば妥当なんですけど,もうちょっとこう,うまく言うのは難しいのですが,納得できたのかと言えば,ちょっとできなかったかな,というところがあります。

- (司会) もう少しこういう点がと言われたのは、どういう点がもう少し審理された ら良かったとお感じになったのでしょうか。
- (3番) 例えば、被告人の同僚はいるのですが、被害者との共通の友達とか、そういう方で、誰か意見を言ってもらえるようなのがあれば、ほかの裁判員からも、もっと意見が出て良かったのではないかと思いました。
- (司会) 4番の方が担当された事件は、被告人が3名の傷害致死の事件でした。ちょっと事案が複雑ですけど、うち2名の被告人が共謀して飲食店の入っているビルのエレベーターホールで被害者に対して暴行を加えて、加療期間が不明の傷害を負わせ、その後、別の被告人が暴行を受けて床に倒れている被害者の腹部を踏みつけたり、頭や顔面を多数回にわたって蹴りつけるなどして、傷害をさらに悪化させて死亡させたという事件です。職務従事期間は8日間、各被告人の暴行と被害者の死亡との因果関係が争われた点です。では、お願いします。
- (4番) 私も3番の方と同じように、最初に最高裁判所から御案内が届いて、選任手続の日に三十数名、約40名弱だったと思うのですが、集まった中で自分が選ばれるとは思わずにその場に出向いたものですから、実際に番号を読み上げられて非常に驚いたというのが第一印象です。それで、実際の裁判の中で感じたことは、非常に裁判の流れがスムーズに、予定表どおりに進むものですから、大変驚いたのが印象的です。公判前整理手続のところで、事前に検察官と裁判官と弁護人が相当入念に打合せをされて、スケジュールどおりに進むように、証拠なり証言なりを選定していただいた、分かりやすく整理していただいているのかなと感じました。最初の事件が起きて、現場の警察の方が証拠を調べたり、いろいろ作業をしたりして、その後、検察の方が仕

事をされて、裁判にかかる。その工数は、全体を考えるとものすごい工数ですが、的確にまとめて進めていただいたなというのが印象に残っています。 全体的には一つの事件で相当な工数、関係される方がすごい人数がいて、裁判員も関係者に当たるかもしれませんけど、一つの事件にそれだけかかるというのに驚きましたし、勉強にもなりました。逆に、できるだけこういう犯罪というのを予防していかなければいけないのかなと思いました。

【どのような方が被害者として審理に参加されたか】

- (司会)次の御質問ですけど、本日のメインテーマに関係する、その前提事項となる部分なんですが、どのような方が被害者として審理に参加されていたのでしょうかという点と、被害者の方とは別に、被害者の代理人となる弁護士、要するに被害者側の弁護士が参加されていたかどうかということ、まずこの点をお伺いしたいと思います。以前のことなので、もうお忘れになっているかもしれませんけども、思い出していただければありがたいです。1番の方、いかがでしたでしょうか。
- (1番) 代理人弁護士さんは一緒じゃなかったです。
- (司会) いなかったのですね。
- (1番) はい。被害者は被告人の妹さんで、検察官の方と、打合せという言い方は 変かもしれませんが、きちんとやりとりしたという感じで、合理的な答えを 用意されているというか、はっきり分かりやすく話されていて無駄がなかっ たので、分かりやすかったです。
- (司会) 御本人さんが参加されていただけで、その御本人の御家族とかは参加されていなかったということですね。
- (1番) はい。妹さんと、お兄さんだけでした。
- (司会) お兄さんも参加されていたのですか。
- (1番) お兄さんは被告人です。
- (司会) お兄さんは被告人で、妹さんが被害者として参加されていたということで

すね。2番の方は、被害者として参加されたのは、御遺族ということでしたか。

- (2番) 御遺族である御主人とお嬢さんと、それから弁護士さんと、3人がおられました。遺族の発言の場面では、御主人とお嬢さんが話をされたのですが、遺族から見ると、やっぱり先ほど言いましたように、お母さんがああいう風になった状況を裁判でずっと聴かれてまして、遺族からすると、殺されたんだという感じを当然持たれたようでした。私どももその話を聞いていて、そうなんだよね、でも殺人罪じゃないんだよねっていうのが、ずっと最後まで何となくわだかまっていましたね。その遺族の発言を聞いて、余計にそういう風に思ったという部分もあるかもしれません。遺族の方が裁判に出られるという制度ができたということは、遺族の方がどう思っていらっしゃるかということを汲み取ろうという意思が裁判所にもしあるとすれば、我々がそれに引っ張られることは当然あってしかるべきだと、裁判所の方も思っていただけるのかなと感じました。
- (司会)参加されたことでそういう御印象をお抱きになったということですね。
- (2番)引っ張られるのは確かです。
- (司会)では、3番の方ですけれども、遺族の方が参加されたということでよろし いですかね。
- (3番) はい。
- (司会) 印象も含めて、どうぞお願いします。
- (3番) 実際の事件が起きてから2年経っていて、被告人が捕まって、自白して、あとは刑を決めるというような感じの裁判だったのですが、遺族のお父さんが、被害者について、親孝行だったことや優しい子だったという話はいろいろされていたんですけど、実際、被告人が言っている印象とはちょっと違っていて、いろいろ悩まされたというか、どっちなのかなと思いました。その辺がもっと詳しく聞きたかったというのと、被害者の両親も重い刑を求めて

いたのですが、実際は今までの事件の量刑のグラフを見せてもらいましたし、 量刑をどうするかについても、迷ったりもしたのですが、妥当だったのかな という感じになりました。

- (司会) 4番の方の事件では、御遺族と代理人弁護士の方もおられたということで すか。
- (4番)はい。御遺族で、被害者の姉に当たる方が参加されていて、代理人の弁護士さんが二人いらっしゃいました。最初、検察官の席の後ろの席に3人座っていらっしゃって、どの方が御遺族かというのは分からなかったのですが、途中で分かるようになりました。あと、裁判中に、判決までに二、三回新聞にも取り上げられていたので、結構重く受け止めるというと変ですけど、緊張感を持ってその裁判に参加させていただくという感じになりました。
- (司会)被害者の方が参加されておられない事件は経験されてないので、それとの 比較というのは難しいかもしれませんけど、かなり緊張度の高い審理だった ということですね。

(4番) はい。

(司会) ありがとうございます。ここまでのところで、検察官、弁護士の方で何か 御質問はありますか。

(検察官、弁護士)特にありません。

【審理のスケジュール】

- (司会)では、引き続いて、審理についてお話を伺いたいと思います。まず、審理 のスケジュールについてですけれども、休憩のタイミング、終了時間など、 もっとこうした方が良かったんではないかという御意見があればお聴かせい ただきたいと思います。1番の方、お願いします。
- (1番)特に問題ないと思います。
- (司会) 2番の方はいかがでしょうか。
- (2番) 全く同意見で、非常に我々のことを考えていただいた審理の進め方をして

いただいたと思います。休憩も,こんなに早く休憩を取っていいのかなと思ったりしたこともありましたけど,結果的に見て,非常に良かったと後で思うことがありまして,全般的に非常に良かったと思います。

- (司会) 3番の方はいかがでしょうか。
- (3番) 私も,ものすごくスムーズに進んでいくものですから,逆に休憩時間とかも結構取らせてもらったというか,きちんとスケジュールに組み込まれていて,普段自分の働いている現場とかと比べると,いいなと思いました。全然負担にはなりませんでした。
- (司会) 4番の方、お願いします。
- (4番) 私も同じで、スケジュールが非常に緻密に立てられていたため、審理がスムーズに進み、全然負担はありませんでした。ただし、お昼の休憩時間は少し短くして、午後の休憩をもう少し多めに取ると、より審理に集中できて良かったんじゃないかなと個人的には思いました。
- (司会) お昼の休憩時間がちょっと長いということでしょうか。
- (4番) 1時間半くらいありましたが、1時間に削ってもひょっとしたらいいんじゃないかと思います。その代わり、午後の最初の休憩時間をちょっと早めに取っていただくのが良いかと思いました。
- (司会) 1時間半取っているのは事情がございまして、被告人を拘置所まで連れて 行って、それから戻ってくることから、ちょっと時間がかかってしまいます。 (4番)分かりました。

【検察官・弁護人の冒頭陳述】

(司会) それから次の質問ですけれども、審理の最初の段階で、検察官、弁護人が それぞれ冒頭陳述として自分の主張を述べる場面がありましたが、その内容 が分かりやすく頭にすーっと入ってくるものだったかどうかについてお伺い します。その際配布された書面、冒頭陳述メモなどだと思いますけど、これ らの内容は分かりやすかったか、それともちょっとこういう点は改善した方

- がいいのではないかという点があったかどうかお伺いしたいと思います。 1 番の方, お願いします。
- (1番)検察官の方の話されることはすごく分かりやすくて,説明も本当にクリアで良かったです。
- (司会) 弁護人の方はどうだったのでしょうか。
- (1番) 二人いたのですが、あまり上手に話す人でなかったので、話の聞き取りも ちょっと難しかったです。裁判員の中には、何を言っているのかよく分から なかったと言う方もいました。
- (司会) 2番の方、お願いします。
- (2番) この事件は、罪状がいくつかに分かれていて、証人もそれぞれにという形で来ていますので、最初はちょっと戸惑ったのですが、まとめた書面を見ながら話を聞いてますと、これがこの部分だという対応関係が非常に分かりやすくなっていました。
- (司会) 冒頭陳述メモのことですね。
- (2番) はい。
- (司会) 冒頭陳述メモはかなり詳しいのですが、頭がごちゃごちゃしたということ はなかったですか。
- (2番) ええ。これはどこに関係するのかなというのは、最初の頃はよく分からなかったのですが、ずっと読んでいろいろ説明を受けているうちに、だんだんと状況が分かってきたので、それほど違和感なく受け止めることができたと思っています。
- (司会) そうすると、その後の審理についても、この冒頭陳述メモは御利用になったということですか。
- (2番)はい。これがあったので、非常に分かりやすかったです。
- (司会) 1番の方に聞き漏らしたのですが、冒頭陳述メモなどは、その後の審理の ときに見返したり利用されたりしましたか。

- (1番)はい。これを基に話をしました。
- (司会) そうですか。では3番の方、お願いします。
- (3番) 私も書面を見ながら話を聞いて、自分でこの辺が重要なのかなという部分には線を引かせてもらって、後でほかの裁判員の方達と話をするときに自分の意見を言うに当たって、この辺のところが重要かなという参考にさせてもらいました。検察官と弁護人両方とも書面がありましたので、参考にさせてもらいました。
- (司会) 4番の方, お願いします。
- (4番)検察官が作られた冒頭陳述メモが一番分かりやすかったです。証人尋問中も何度もそこを見直したりして、全体の理解に努めるようにさせてもらいました。一方、加害者の弁護人の冒頭陳述メモは、今回、加害者の方が3名いらっしゃったので、弁護士の方もそれぞれ3名についていらっしゃって、メモの書き方等がばらばらで、重複していたり、してなかったり、加害者の方の主張がちょっと違っていたりしているところがあったものですから、その点は分かりづらかったですね。検察官が作っていただいたものの方が、全体を理解するのに役に立ちました。

【論告メモ、弁論要旨】

- (司会) ありがとうございます。今度は、審理の最後に、検察官、弁護人、事件によっては被害者もしくは被害者の代理人が、それぞれ論告や弁論として意見を述べる場面があったと思いますけれども、その内容は審理のまとめ、それまで行った証拠調べのまとめとして分かりやすいものであったかどうか、また、その際に配布された書面はどうだったか、これらの書面を評議の際に実際に用いて評議されたかどうかについてお話をお聴かせ願えればと思います。1番の方、お願いします。
- (1番) 論告っていうのは記憶になくて、ちょっと覚えてないのですが、弁論の方は、ただ文字がだーっと書いてあるだけで、それを読み上げるっていう感じ

で終わってしまったという印象でした。図が入っていたり、きちんと説明を 受けて分かりやすかったというのとは違って、これは、なんか、ただ読みま したっていう感じであまり印象に残ってないです。

- (司会) 読み方も、棒読みみたいな感じだったということですか。
- (1番) あまり頭に入ってこなかったです。本当に、「読んだ」という感じでした。
- (司会) 資料の中に「論告メモ」という一枚紙のものはありますでしょうか。あまり記憶にないですか。
- (1番) 覚えてないですね。
- (司会)分かりました。評議の際は、論告メモを用いながら評議していたかについてもあまり御記憶にないですか。
- (1番) 裁判官の方は、常にもらった資料に沿って説明してくれたので、私が覚えてないだけだと思います。
- (司会) 資料には沿っていたということですね。
- (1番) はい。
- (司会) 2番の方, いかがでしょうか。
- (2番) 論告メモの方が冒頭陳述の時よりまとめやすかったという感じがしました。 今までずっとやってきて、冒頭陳述のときはここはこういうふうだったのだ なっていうのが、後で論告メモを見ますと分かりやすく書かれていました。 会社名だとか、個人の名前が出た時に、この人はどこでどう出てきたのかと か、登場人物が多過ぎて、最初の冒頭の時にはなかなか一発で飲み込めなか った部分があったんです。論告メモの方では、流れがこういうふうだったん だとか、ほぼ全面的に理解できました。
- (司会) 評議の時も、この書面は用いられましたでしょうか。
- (2番)はい。常に持ってやっていました。
- (司会) そうですか。では、3番の方、お願いします。
- (3番) 私も、最後の方では弁論メモを見ながら評議の時に参考にして、いろいろ

考えたりもしました。特に、論告メモの中に入っている文章とかが、冒頭陳 述メモ等の中から抜き出したようなところもありますので、参考になりまし た。

- (司会) 3番の方の事件では、被害者参加人も最後に意見を述べているようなんですけど、これについて何かお感じになったことはありますか。分かりやすさとか、中身がすっと入ってくるかどうかとか、そういう面も含めてお願いします。
- (3番) いろいろ複雑というか、最後の方で被害者の参加人の方はいろいろ言われたのですが、実際は書面でしか把握できなかったような感じです。頭に入ってきたかどうかというのは、すーっと入ることはなかったです。書面は私どもも皆もらっていましたので、後から書面を読み上げるような感じでした。書面どおりというか、そのままでした。
- (司会) 4番の方,お願いします。
- (4番) 論告メモは非常に分かりやすかったです。冒頭陳述メモと同じフォームで書かれているのですが、何度も見直してるので、非常に分かりやすくて、全体の理解には十分役立ちました。一方、弁護人の弁論メモは、先ほどと同じで三者三様で分かれまして、分かりやすい方と分かりにくい方と、はっきり差が出ていました。1番の方がおっしゃったように、棒読みになっていらっしゃる方の主張は全然頭に入らなくて、これは裁判員が集まった評議の際にもその話題になったのですが、言ってることがさっぱり分からないという意見が多数出まして、やっぱり、書き方や主張の仕方というのは考えていかないと響かないんだなというのがよく分かりました。被害者参加人の代理人の方の主張はすごく説得力がある、力強い説明の仕方をされていました。おそらくプレゼンテーションの機会が多く慣れていらっしゃる方だと思うのですが、聞いているみんなに分かりやすく中身を説明してくれました。被害者の御遺族も直接主張されていましたけども、被害者自身でいらっしゃるので、

- 直接感情が伝わってくるような内容で説明されてまして、心情を察するに余りあるような内容だったので、非常に印象に残りました。
- (司会) ありがとうございました。今までの時点で、検察官や弁護士の方から何か 御質問はございますでしょうか。
- (弁護人) 弁護人の配布している冒頭陳述とか弁論のペーパーなんですけども,検察官の冒頭陳述や論告メモのペーパーのように,図だとかそういうのを織り交ぜて,文字以外の部分を増やしていった方がいいと皆さんお考えなのでしょうか。
- (司会) 1番の方, いかがでしょうか。
- (1番) 私は、図や表が入っているものは、見た瞬間にすごく見やすいなあと思いました。
- (司会) すると、そういうのも入れたほうが良いということですか。
- (1番) 文字だけのものとは、全然違うんだなと思います。
- (司会) 2番の方, いかがでしょうか。
- (2番)確かに、これがなかったら、のめり込むのはかなり難しいと思いますので、これがあって非常に良かったと思います。
- (司会) 3番の方, いかがですか。
- (3番) 私のは、表とかはないんです。
- (司会) 表とかがあったほうがもっと分かりやすくなったとお感じになりますか。 表とか, 図とか。
- (3番) 私の時は、陳述を述べられるときに、写真か何かが掲示板みたいなところ に貼られたりしていたような気がします。
- (司会) 画面に何か映されたということですか。
- (3番) パソコンの画面かな。ちょっと忘れたのですが、写真か何かが掲示されたような気がします。
- (司会) 4番の方, いかがですか。

- (4番) 皆さんと同じで、図なんかがあったり表が入っているといいと思います。 文字だけで説明してしまうと、焦点がぼけてしまいますので、そういう工夫があった方がいいということと、文字だけの場合は項目を整理していただいて、それに対して要点を簡潔に書いていただくと分かりやすいと思います。 特に、被害者代理人の方の御意見の陳述が最後の方にあったのですが、資料としては配布されなかったのですが、画面に映していただいて、それを説明いただいただけで相当頭に入りましたので、そのまとめ方は非常に上手だったと思います。
- (司会) ありがとうございました。
- (2番) 弁論メモというのは、何か決まった形があるのでしょうか。
- (司会)人によって様々なんです。
- (弁護人) 弁護士会で研修した時には、弁論メモはこういうふうにやりましょうということまではやってなくて、各人がそれなりに分かりやすくしようということで、千差万別です。したがって、読み上げ原稿を全て出すというわけでもありません。1番の方の弁論は棒読みだったと言うことですが、それは従来型のとおりでやられているのだと思います。

【被害者の方に対する裁判所の対応】

- (司会)では、審理についての次の質問として、被害者の方に対する裁判所の対応 についてお尋ねしたいと思います。被害者の方に対する対応について、こう いう点にもっと配慮したら良いとか、またその逆の話でも結構なんですけど、 何かお気付きの点がございましたらお聴かせいただきたいと思います。では、 今度は4番の方からお願いします。
- (4番)被害者の方と被害者の代理人の方が被告人質問をする時に思ったのは,一度裁判長に許可を取られてから御質問されるという形になっていて,なかなかその都度思ったことを質問するというような形になってなかったので,もうちょっと発言されても良いのかなというように思ったのと,被害者の方,

被害者の御遺族は、自分から望まなかったのか与えられなかったのかは分からないのですが、最後まで直接質問する機会がなかったので、そこはどうしてかなとは思いました。ひょっとしたら、疑問に思っていることがたくさんあったんじゃないかなということは感じました。

- (司会)本人が御希望にならなかったのかどうか、そこは分かりませんので、そこ は何とも言えないですね。
- (4番) そうですね。
- (司会) 3番の方, いかがでしょうか。
- (3番) 私の時は、被害者の御両親が裁判所からの質問に答えるということで、裁判官の皆さんが意見を聞いていたのですが、被害者の参加人のメモを見ながら、被害者の生活態度とか、分からないところ、知りたいことを質問していました。被害者の両親とかに、それほど負担になるような質問もありませんでしたし、質問に対してもちゃんと答えてもらってますので、まあ良かったのかなという感じはします。
- (司会) 2番の方、被害者の方に対する裁判所の対応の点ですけど、何かお気付き の点はありましたでしょうか。
- (2番) 私の裁判の時は、被害者の方の希望もあったのかどうか分かりませんけど、被害者の方と被告人が直接顔合わせをしないような囲いをされていて、そういうことは非常に良かったと思います。被害者の遺族の方に裁判所がどういう質問をされたのかは記憶してないのですが、最後に被害者の方から裁判に対する意見を言ってくださいという時に、先ほども言いましたように、ご主人とお嬢さんが話をされたのですが、非常に切実な話を聴かせていただいたという部分では良かったと思います。ただ、量刑にそこの部分が反映されたのかされなかったのかと聞かれると、先ほども言いましたように、多分引っ張られた部分がありますが、裁判員の立場でそういうことがあっていいのかどうかという点は、よく分かりません。

- (司会)では、1番の方、お願いします。
- (1番)被害者の方は、ちゃんと要点をまとめて話されていたので、もっとこうした方がいいんじゃないかというのは私からは何もなくて、良かったんじゃないかなと思います。
- (司会)裁判所の対応として、何かお気付きになった点ってありますか。もっと、 こういうふうに配慮したらいいとか、そういうことはございませんでしたで しょうか。
- (1番) 犯行現場が被害者の家だったのですが、家の中の写真が結構出てて、全部 の部屋かどうかは分からないですけど、プライバシーが全開なんだなと思い ました。あまりきれいな家じゃなかったのですが、被害者の家でもあったの で、これは見られて嬉しいのかな、私だったら嫌だなと思いました。

【証拠は必要十分なものだったか。】

- (司会)裁判で提出された証拠は必要十分なものでしたか。今から振り返ってみて、 このような証拠があれば良かった、あるいは、このような証拠はなくても良 かったというものはありましたか。
- (4番) 証拠で防犯カメラの映像が提出されていて、目で見て分かりやすかったので、十分だったと思います。ただ、医師の証言内容は専門的すぎて分かりにくかったです。
- (3番)被告人が被害者を殺害するに至った経緯まで説明されていたので、証拠は十分だったと思います。
- (2番) 共犯者が被告人に頼まれたと明確に言っているのに、被告人は否認していて、検察官が状況証拠を積み重ねていく形で裁判が進みました。法医学の専門家等まで証人尋問し、被告人が否認している場合の裁判の難しさを感じました。
- (1番) 血の付いた木刀, コンテナや空気入れそのものが証拠として提出されたので, ビニール袋に入った状態で触ることもできて, 非常に分かりやすかった

です。

- (検察官)遺体や傷口等の写真が証拠提出されていたと思いますが、それらを見て精神的負担はありましたか。また、4番の方が先程言われた防犯カメラの映像は、30分程度法廷で流されたと聞いていますが、長いと感じませんでしたか。
- (4番) 防犯カメラの映像は、被告人が複数いて、それぞれの弁護人が同じような映像を何度も流したので、長いと感じました。遺体の写真については、白黒写真で、小さくなっていたので、精神的負担は感じませんでした。
- (3番) 私が担当した事件では、被害者が白骨化した状態で発見されたので、遺体 の写真はありませんでした。模型を使って被害者の首を絞めた状況を再現し ただけだったので、気分が悪くなることはありませんでした。
- (2番)提出された遺体の写真は、遠目で撮影されていて、遺体が遺棄された状況 が分かる程度だったので、精神的負担はありませんでした。
- (1番)被害者の顔が包帯でぐるぐる巻きにされた写真や、床に血が流れた写真が 証拠として提出されていて、あまり見たくありませんでした。でも、その写 真を見たおかげで、被告人の供述の信憑性を判断できたので、写真は必要だ ったと思います。
- 【評議で刑を決める際の考え方についての裁判官の説明は分かりやすかったか。】
- (司会) 評議で刑を決める際の考え方について、裁判官から説明があったと思いますが、その説明は分かりやすいものでしたか。分かりにくい点はありましたか。
- (4番) 刑を決めるに当たって考慮すべき項目を具体的に挙げるなど,裁判官の説明が非常に分かりやすかったので、判断しやすかったです。
- (3番) 刑を決める際の考え方を丁寧に説明してもらったので、スムーズに議論ができました。
- (1番) 判例をもとに裁判官が説明してくれたところが分かりやすかったです。も

し判例がなければ量刑の基準が分かりにくかったと思います。

【刑を決める際の被害者の意見の位置付けについて】

- (司会) 刑を決める際の被害者の意見の位置付けについてですが、要するに、被害者の意見を、どの程度重視するかについて、裁判官から説明はありましたか。また、一般論としてお尋ねしますが、被害者の方が、法廷において、その心情について、あるいは量刑に関し意見を述べたことによって、刑を決めることに影響はあると考えますか。影響があるとすれば、つまり、被害者の方が裁判に参加するか否かで、刑に差異が出るとしたら、その点についてどのようにお考えになりますか。
- (4番)被害者が誰であるかによって大きく刑が変わることのないように、という アドバイスを裁判官からもらいました。また、法廷でも同様の意見が被告人 側から出されました。同じ犯罪なのに量刑が変わるというのは良くないと私 も思うので、被害者の意見等にはあまり影響されないようにする方がいいと 思います。
- (3番)被害者から重い刑を科してほしいという意見が出されたとしても、それによる極端な影響はないと思います。
- (2番) 私は、被害者の意見等に影響を受けると思います。裁判員制度が導入された意味を考えると、被害者の意見等により刑に影響が出るのは仕方のないことだと思います。それが裁判員制度の特徴ではないでしょうか。
- (1番)被害者が、被告人と法廷で顔を合わせて意見を述べるということは抵抗があると思います。

【評議の際の意見の言いやすさについて】

- (司会) 評議の場は、意見を言いやすい雰囲気でしたか。仮に意見を言いにくかった場面があったとすれば、それはどのようなことによるものでしょうか。評議の進め方について良かった点、悪かった点があれば教えてください。
- (4番) 評議がスムーズに進むように、裁判官が上手に議論を組み立ててくれたの

- で、理解しやすかったし、短い時間でうまくまとまった議論ができました。 私は、6名の裁判員の中で比較的年長だったので、他の裁判員が意見を言い にくくならないように、発言の仕方等に気を付けていました。その結果、評 議の際には活発に意見が出たと思います。
- (3番) 裁判官が色々な説明をしてくれましたし、裁判官が意見が出やすいように 雰囲気を作ってくれたので、それほど気を遣わず、ざっくばらんに議論がで きました。評議の中では裁判官から指名されて発言した人もいましたし、自 分から発言する人もいました。
- (2番) 一つの議題が終わると、裁判員それぞれが意見を付箋に書いて、それを一日の終わりにみんなで復習するという形で評議が進められたので、分かりやすかったです。最初は裁判官から指名されて発言していましたが、一人が発言するとそれをきっかけにだんだん自主的に発言するようになり、活発に議論できました。
- (1番) 最初は緊張していましたが、昼休みに裁判官と御飯を食べたことをきっかけに緊張がほぐれ、議論も活発になりました。裁判官は、上から目線の発言をしたり、押しつけがましいこともなく、分からない点は丁寧に説明してくれました。

【裁判終了後に負担を感じたこと、この機会に話しておきたいこと】

- (司会) 今回のテーマに関連する、しないにかかわらず、この機会に話しておきたい事柄とか、裁判の終了後に、何らかの負担をお感じになったことがあれば、 それも含めてお聴かせください。4番の方からお願いします。
- (4番) 自分は営業職で、顧客が多数おりまして、裁判員になるということは、事前に、また裁判中も言えなくて、評議が終わると職場に戻ったりして、業務的には、少し負担がありました。ただ、裁判の内容自体は、全く負担はなくて、分かりやすく進めていただいて、裁判の面では、精神的な負担はなかったです。あと、審理の日数がかかっていますので、こういう犯罪をすると、

- これだけの人の手を煩わせるということを世間に知らせることで、犯罪の予防にならないかと思いました。さらに、意欲がある方が裁判員に選ばれるということがあってもいいんじゃないかと感じました。
- (司会) 昼間,会社に行かないということは会社には説明されずに参加されたので すか。
- (4番)会社には説明しました。顧客先には説明していなかったです。
- (司会) 3番の方、お願いします。
- (3番) 仕事が休めるかどうか、休めるとして有給休暇が使えるのかどうかが心配でしたが、上司に相談して、会社に制度があるから大丈夫だと言われ、安心して参加しました。仕事も同僚に頼んできました。裁判員裁判自体も、裁判官からいろいろ説明をしてもらい、それほど負担に感じませんでした。
- (司会)では、2番の方お願いします。
- (2番)会社で裁判員になったのは、第1号だったのですが、結構皆さん指名はされても、辞退されてたようです。私の場合は、営業職で裁判員休暇を活用して対応できたんですが、技術的な立場の人や若い人だったら、間違いなく辞退ということになるだろうなと感じました。あと、選任されて、明日から裁判だと言われましたが、他の裁判員の方々もおっしゃっていたのは、それでは、仕事の引き継ぎが全然できなくて、せめて1週間ぐらい余裕を持ってもらえたらと感じました。
- (司会)では、1番の方お願いします。
- (1番) 私は会社員ではなく、家で働いていたので負担はなかったです。
- (司会)何か、この機会に話しておきたいことはありますか。
- (1番) いただいた調査票について、辞退の理由という項目の中に、うつ病なども加えて、精神的に弱い人は外してあげた方が良いのではないかと思います。
- (司会) 調査票に記載された内容で具体的に判断して、そういう場合に外すことも あります。この他に御意見や御質問はありませんか。これで、今回の意見交

換会を終わります。皆様ありがとうございました。